



陳情 4 第 15 号

令和4年9月7日

つくば市議会議長 小久保 貴史 様

洞峰公園整備運営事業の見直しに関する陳情書

陳情者 公園と子どもを守る親の会 いばらき

共同代表

連絡先 () :

つくば市

電話 :

【陳情趣旨】

洞峰公園はつくば市中央からやや南に位置する筑波学園都市の緑の拠点でありながら、他方、地域の健全なレクリエーションの拠点として、多くの市民に利用されています。特に、児童・生徒・学生は、洞峰公園を日常的な移動経路・各種スポーツの課外活動・自然観察および学校以外の遊び場などを目的に利用するとともに、指定管理者が運営している各種スポーツ教室に多く参加しています。また、市内の幼稚園・保育園の保育活動や、近隣の小中学校の学外活動の場として組み込まれています。

この洞峰公園に対して、「洞峰公園整備運営事業（洞峰わくわく創造グループ、代表法人：株式会社社長大）」が発表されました。主要事業内容として、野球場の廃止に伴う、グランピング・BBQ 及びビール工房等の建設、これらに伴うアルコール販売に加えてコンサートや B 級グルメなどの飲酒行為を含む多彩なイベント活動の実施が計画されています。

当該計画が発表されて以来、公園を利用する児童・生徒並びにその保護者から、事業導入による下記のような公園利用環境の悪化に関する強い懸念が出ています。

- ・ 樹木伐採や公園整備による自然環境の劣化
- ・ アルコール製造・販売・飲酒行動による園内の犯罪・事故リスクの上昇
- ・ 公園利用者による飲酒運転の増加
- ・ 飲酒による公園風紀の低下

- ・ 目隠し用の塀に囲まれたグランピング（宿泊施設）設置による景観の悪化と犯罪リスクの上昇等

都市公園法では、公園は、子どもの健全な育成や心身の健康の維持増進を目的とするものであるとされています。利益追求や成人の飲酒を伴う娯楽の場とはされていません。今回導入される洞峰公園整備運営事業は「本来守られるべき児童・生徒の健全な活動の場所を成人の娯楽目的の場所に転化する」ものです。従って、これを一旦容認すると、今後、茨城県内或いはつくば市内の文教地区にある都市公園の利用環境の悪化を招くような類似の整備事業を容認する為の悪例ともなりえます。

以上のような背景から、つくば市在住の児童・生徒の保護者を中心に、子供達の健やかな心身の発育・発達に必須である都市公園の健全さを守ることを目的として、「洞峰公園整備事業」の見直しを求める「公園と子どもを守る親の会 いばらき」を発足させました。

この度、当会は、洞峰公園を利用する児童・生徒・学生並びにその保護者の不安・懸念を払拭する為に、茨城県知事及びつくば市長に対して、洞峰公園整備運営事業の見直しを要望する旨の意見書を提出していただきますよう陳情します。

【陳情事項】

茨城県知事及びつくば市長に対して、洞峰公園内におけるアルコール製造・販売の中止、それに伴う飲酒行動の禁止、公園内の宿泊施設設置の中止、青少年の日常生活に悪影響を及ぼすと考えられる行為・施設の禁止を含む「洞峰公園整備事業の見直し」を求める意見書を提出すること。

以上